

フェミニズム，ケア労働，そして新しい資本主義

河野真太郎

(専修大学教授)

本論は、フェミニズムとそれをめぐるジェンダー構造の歴史的变化を、とりわけ労働と資本主義の視点から概観しつつ、それらの問題についての私たちの現在地を確認することを目的とする。まず、これまでのフェミニズムの「波」がいかなるもので、その背後にどのような歴史的变化が存在したのかを確認し、21世紀に入って、「ポストフェミニズム」や「ポピュラー・フェミニズム」という用語で何が問題にされてきたのかを確認する。その際に重視したいのは、フェミニズムの波はそれだけが独立して生じたものではなく、社会歴史的な文脈の中で、その文脈への反応として生じてきたという点である。その「文脈」のうち最も重要なものは、現代の新自由主義的な資本主義である。それを確認した上で、新自由主義的な資本主義とジェンダー体制との関係を考究してきた政治哲学者ナンシー・フレイザーの思想の軌跡を確認し、最新刊の『資本主義は私たちをなぜ幸せにしないのか』（原題の直訳は『共食い資本主義』）の達成を検討する。そこで焦点が当たるのは、労働のうちでもとりわけケア労働となるだろう。本論では、フレイザーに依拠しつつ、現代の新しい資本主義の体制がケア労働のさまざまな意味での重要性の文脈となっていることを主張したい。現在ケア労働について考えることは、社会全体について考えることにほかならない。

目次

- I はじめに
- II フェミニズムの「波」
- III ポストフェミニズムとは何か
- IV ナンシー・フレイザーと社会変容
- V フレイザーと普遍的ケア提供者モデル
- VI 共食い資本主義とコモンの収奪
- VII おわりに

I はじめに

本論では、フェミニズムと、それをめぐるジェンダー構造の歴史的变化を、とりわけ労働と資本主義の視点から概観しつつ、それらの問題についての私たちの現在地を確認することを目的とす

る。まず、かなり図式的にはなるだろうが、これまでのフェミニズムの「波」がいかなるもので、その背後にどのような歴史的变化が存在したのかを確認し、21世紀に入って、「ポストフェミニズム」や「ポピュラー・フェミニズム」という用語で何が問題にされてきたのかを確認する。その際に重視したいのは、フェミニズムの波はそれだけが独立して生じたものではなく、社会歴史的な文脈の中で、その文脈への反応として生じてきたという点である。その「文脈」のうち最も重要なものは、現代の新自由主義的な資本主義である。それを確認した上で、新自由主義的な資本主義とジェンダー体制との関係を考究してきた政治哲学者ナンシー・フレイザーの思想の軌跡を確認し、最新刊の『資本主義は私たちをなぜ幸せにしない

のか』(原題の直訳は『共食い資本主義』)の達成を検討する。

そこで焦点が当たるのは、労働のうちでもとりわけケア労働となるだろう。本論では、フレイザーに依拠しつつ、現代の新しい資本主義の体制がケア労働のさまざまな意味での重要性の文脈となっていることを主張したい。現在ケア労働について考えることは、社会全体について考えることにはかならない。そのような広い論題を本論のみでカバーできるとは考えていないが、他の学問分野や実践にとっても意義を持つ問題提起をできればよいと考えている。

II フェミニズムの「波」

フェミニズムの歴史は「波」の比喩で語られるのが通例となっている。この方法は、時代区分を均質的で単純なものとし、みなしてしまうこと、西洋・白人中心主義的な歴史観であることといった問題を抱えているものの、そのような批判の余地のあるものとして概観していきたい。

フェミニズム(feminism)という言葉が使われるようになったのは1895年である(竹村 2000: 1)が、その前に「フェミニズム」の名を冠することのない女性の権利運動は当然に存在した。よく参照されるのは、1848年、米国ニューヨーク州セネカ・フォールズで開催された、女性の権利獲得をテーマとする通称セネカ・フォールズ会議である。この大会では、最後に「所感宣言」が採択された。12の決議文のうち11については満場一致で採択されたが、実は女性の参政権を求める決議文は僅差で可決されたという(竹村 2000: 6)。それが意味するのは、この時点で女性の参政権はもっとも先進的な議題だったということである。

第一波フェミニズム(その名称は当時はなく、1968年に第二波フェミニズムとの対照においてこの名称は生まれたとされるが(北村 2020: 49))は、女性参政権運動を基本とする。明示的に参政権を宣言文に盛りこんだセネカ・フォールズ会議が第一波フェミニズムのはじまりとみなされるのはそのためである。だが、女性の権利や女性の解放を

求める思想や運動はセネカ・フォールズで始まったわけではない。メアリ・ウルストンクラフトの『女性の権利の擁護』(1792年)まで少なくともさかのぼることができるし、さらにはウルストンクラフト以前にも女性の権利を求める言説は存在していた(北村 2020: 49)。

女性も含む普通選挙が成立するのはアメリカが1920年、イギリスは1928年、日本は1945年である。したがって、第一波フェミニズムは20世紀前半まで続いたということになる。続く第二波フェミニズムは1960年代、それも公民権運動や学生運動が盛り上がった60年代後半から、それらの運動と共に興隆した。第二波フェミニズムは非常に多様な運動であったが、それが問題にしたのは、中絶の権利を中心とする性と生殖に関する権利(1973年のロウ対ウェイド判決にひとつの達成を見たリプロダクティブ・ライツをめぐる運動)、同一労働同一賃金を含む職場での平等、家庭内暴力の問題、無償の家庭内労働などさまざまであったが、よく第二波フェミニズムの合言葉として引用される、出所の定かではない言い回しは、「個人的なことは政治的である」だ。つまり、第二波フェミニズムはそれまでの公私の区分を疑問に付し、個人的でフェミニズムのような政治運動の対象にはならないと考えられてきた領域も問題にしていた。これは、同時期のポスト構造主義思想が可能にした社会構築的な性差としての「ジェンダー」の概念の隆盛と軌を一にした。

第二波フェミニズム内部の分類としてよく採用されるのは、リベラル・フェミニズム、ラディカル・フェミニズム、マルクス主義もしくは社会主義フェミニズムという区分である。それらのフェミニズムのあいだの差異は、「家父長制」に対する理解と態度の差異によって説明できるだろう。リベラル・フェミニズムは既存の法と制度の枠内で、もしくはそれらを緩やかに変更することで女性の権利を獲得しようとする。女性差別の制度としての家父長制を根本的に転覆するような志向性は強くはない。それに対してラディカル・フェミニズムはこの社会が差別的な家父長制に浸透されていると考え、社会制度そのものの根本的(ラディカル)な変革を求める。そしてマルクス主

義／社会主義フェミニズムは、家父長制を、家族制度を基礎とした（もしくはそれを比喩的に拡張した）社会の制度として見るだけでなく、それを資本主義と深くからみ合ったもの、もしくは資本主義の要請に従うものとして見る。もちろんマルクス主義／社会主義フェミニズムは、同一労働同一賃金や無償の家庭内労働など、労働や生産に力点を置くという点はある。しかし、より理論的には女性差別的な制度（家父長制）が資本主義に根拠を持っているという点が重要である。

第三波フェミニズムは1990年代を中心に興ったとされる。第三波フェミニズムには少なくとも2つ、もしくは3つの相貌があると考えべきだろう。「第三波」の語源となったのは、レベッカ・ウォーカーが1992年に『ミズ』誌に寄稿した「第三波になる」という文章だ。この文章は1991年のアニタ・ヒル事件を受けて書かれたものである。アニタ・ヒル事件とは、アフリカ系の女性の法学者であるアニタ・ヒルが、当時米国最高裁判所判事候補であったクラレンス・トーマスからセクシャル・ハラスメントを受けたことを告発した事件である。つまり、ひとつには、この後述べる第四波にも通じるハラスメントの告発という側面が第三波にはあった。

もう1つの側面は、アニタ・ヒルが黒人であったことが物語っている。つまり、（これはすでに第二波から存在してきた問題意識ではあるものの）フェミニズムの白人中心主義を批判する有色人種フェミニズムという側面である。

これに対し、第三波にはもうひとつ異質な側面があり、従来はこの側面ばかりが強調されてきた嫌いがある。例えばオクスフォード版の簡潔なジェンダー学辞典の第三波の項目はその側面のみに第三波を説明している。その側面とはすなわち、女性たちをジェンダー構造の犠牲者としてだけ見るのではなく、性的な積極性を強調しつつ「スラット」や「ビッチ」といった言葉を自分たちのために肯定的に取り戻し、「ガーリー」な文化を肯定するといった側面である（Griffin 2017）。具体的には『キューティー・ブロンド』のような映画、ライオットガールのようなパンクロックの運動などがそれを表現しており、それは消費文化

との親和性が高いし（北村 2020：50-51）、この後述べる、ポストフェミニズムとして批判されるものとも重なっている。

第四波フェミニズムは現在進行中のフェミニズムである。それは、2017年から興った#MeToo運動というハッシュタグ運動と結びつけられることが多い。#MeToo運動はハリウッドの元大物プロデューサーのハーヴェイ・ワインステーンが長年にわたって俳優やスタッフに対するセクシャル・ハラスメント、性暴力を行っていたことが告発され、アリッサ・ミラノが#MeTooのハッシュタグによって性差別やハラスメントに対して泣き寝入りをしないように連帯を呼びかけたことを発端に興った。ここには同じく2017年、ドナルド・トランプの大統領就任に抗議をした女性たちのウィメンズ・マーチ（2017年1月21日）もつけ加えるべきだろう。ただし、#MeToo運動は例えば韓国や日本のような世界のさまざまな国を巻きこんだ運動となったものの、#MeToo運動のみで第四波を語るのもまた不十分である。日本語で第四波についておそらくもっともまとまった記述をしている北村（2020）によれば、第四波の起源は明確ではなく、第三波が次第に変化して出来上がったものかもしれない（北村 2020：53）。確かに、#MeToo型の告発の運動の萌芽は第三波のアニタ・ヒル事件がその起源であるし、北村が第四波の重要な側面として強調するインターセクショナルリティ、ポピュラーカルチャーがエンパワーメントの場となり得ることなど、第三波と第四波には連続するものが多いだろう。

Ⅲ ポストフェミニズムとは何か

さて、ここまで第一波から第四波まで、単純化と図式化を厭わずに確認した。本節では「ポストフェミニズム」と呼ばれるものを説明・検討する。ポストフェミニズム（postfeminismまたはpost-feminism）という言葉そのものは、早くは1980年代初期にメディアに現れていた（Gamble 1998：44）。1990年代にはタニア・モドレスキの『女性のいないフェミニズム——「ポストフェミニズム」時代における文化と批評』（Modleski 1991）

や、イメルダ・ウェレハンの『現代フェミニズム思想——第二波から「ポストフェミニズム」まで』(Whelehan 1995), サラ・ギャンプル編『ラウトレッジ版フェミニズム・ポストフェミニズムへの手引』(Gamble 1998), など、「ポストフェミニズム」を冠する研究書がすでに複数出版されている。この頃までのポストフェミニズムの定義は基本的に、「ポスト」に力点を置くものであった。つまり、フェミニズムの使命は終わったという意味合いが強かったと要約してよいだろう。

ポストフェミニズムの歴史化を大きく前進させたのは、イギリスの文化・メディア研究者のアンジェラ・マクロビー(2008)の『フェミニズムの波の後で』(未邦訳)である。マクロビーはポストフェミニズム状況とは、以前のフェミニズムに対する単なるバックラッシュではなく、むしろフェミニズムの諸要素は「完全に現代の政治的・制度的な生活の中に取り込まれて」いるのだが、そこでは「エンパワーメント」や「選択」という言葉が「はるかに個人主義的な言説」としてメディアとポピュラー・カルチャーに採用され、それは「フェミニズムのある種の代替物」となっていると指摘することから本書を説き起こす(McRobbie 2008:1)。ポストフェミニズムは、単に第二波フェミニズムまでの成果を否定するバックラッシュではない。それどころかむしろ、ある側面ではフェミニズムは「常識」となっており、同時にそれに対する反発が生じている側面もある。ポストフェミニズムの状況とはその両者を含み込む全体なのである。マクロビーは、ポストフェミニズムが先進的なものと旧来的なもの(女性性の再肯定など)を併せ持っていることを「二重拘束」と呼び、「この「二重拘束」の考え方に基づいた「バックラッシュの複雑化」が必要だと主張している(McRobbie 2008:6)。

決定的なのは、第二章でマクロビーが、リサ・ドゥガン(Duggan 2003)を敷衍して、ポストフェミニズムの文脈として新自由主義を指摘していることである(ドゥガンは同性愛の政治と文化が新自由主義への取り込みを受けていることを指摘した)。新自由主義とは具体的には、イギリスのマクロビーにとって政権を奪取したにもかかわらず

マーガレット・サッチャー以来の新自由主義路線を維持、どころか深化させた1997年以降のブレア労働党政権の政治であった。マクロビーは、ポストフェミニズムを、新自由主義下でフェミニズムが奇妙にも要請され、変容させられていったものとしてその後の著作(『フェミニズムとレジリエンスの政治』など)でも論じ続けている。

マクロビーが先鞭をつけたポストフェミニズム論は、2010年代にさまざまな形で多様な研究成果へと結実していく。それにともなって、ポストフェミニズム以外にもさまざまな名称・概念が提示されてきた。ポピュラー・フェミニズム(Banet-Weiser 2018), ネオリベラル・フェミニズム(Rottenberg 2020), 企業フェミニズム(Foster 2016)など。日本においても、竹村(2003)のかなり早い著作はあるが、2010年代になってようやくポストフェミニズムの批判的検討が本格的に行われるようになった(田中 2012; 河野 2017; 菊地 2019; 『早稲田文学』; 高橋 2020)。ポストフェミニズムを論じるためには、そもそものフェミニズムの置かれた状況の差異に目を向ける必要がある。とりわけ菊地のようにポストフェミニズムの日本の文脈に注目した研究がさらに必要となるだろう。

ここではこれらの研究について個々に紹介・検討する余裕はないので、前節で素描したフェミニズムの歴史とポストフェミニズムとの関係、そしてポストフェミニズムの何が問題でありうるのかを要約しておく。先ほど列挙したポストフェミニズム関連の著作にほぼ共通していると言えるのは、ポストフェミニズムと新自由主義との間に関係を見いだすという点である。そもそも、先行する第二波フェミニズムは、1960年代までに先進諸国でそれぞれの形で成立していた福祉国家体制の批判として生じたものであった。福祉国家体制は、完全雇用・終身雇用の体制でもあったが、それはあくまで男性の労働者の話であった。女性はむしろ、専業主婦を構造的に強制される体制であった。第二波フェミニズムはこれを差別的とみなし、女性の実質的で平等な就労権、そして就労した際の職場での平等を訴えたのである。

ところが、新自由主義の到来とともに、女性の

就労はフェミニズムによる平等の主張の結果というよりは、新自由主義の要請に応じて推進されていくことになる。例えばそのような潮流を象徴しているのは、Facebook社（現Meta社）の元COOであるシェリル・サンドバーグ（2013）の『リーン・イン』である。『リーン・イン』は、「ガラスの天井」を破ってグローバル企業のリーダーとなったサンドバーグ自身の半生記でもありつつ、女性たちが「リーダーシップ志望格差」（サンドバーグ 2013：16）を乗り越えて——つまり、リーダーになる手前で消極的になって身を引くのではなく、「リーン・イン」をして、つまり勇気を持って身を乗り出して——彼女のように企業でリーダーになっていくことを推奨する、ある種の自己啓発本である。ただしサンドバーグは最終的に自分のことを「堂々とフェミニストと呼ぶ」（サンドバーグ 2013：159）。この本は単なるキャリア追求の自己啓発本ではなく、フェミニズムの本なのである。そして、サンドバーグがそのフェミニズムを実現するために最も重要だと考えるのは、「革命を内面化すること」（サンドバーグ 2013：11）だ。

ドーン・フォスター（Foster 2016）やキャサリン・ロッテンバーグ（Rottenberg 2020）らが鋭く批判するように、サンドバーグは自らの主張にフェミニズムの名を冠することによって、フェミニズムとフェミニズム的主体を新自由主義的な統治性に合致し奉仕するようなものへと変容させ限定させている。サンドバーグにとってフェミニズムとは集団的に政治的目的を実現させることではないし、政府の政策でもない。それは内面化された革命なのであり、あくまで個々の女性たちが新自由主義的でグローバルな労働市場に適応した主体性を獲得することが、フェミニズムの目標を達成させるのである。ロッテンバーグは、サンドバーグと同時に、プリンストン大学の国際法学者で2009年から11年まで米国國務省政策企画本部長であったアン・マリー・スローターが2012年に『アトランティック』誌に発表して大きな論争を呼んだ論文「女性たちはなぜいまだに全てを持つことができないのか」についても、ポストフェミニズム（ロッテンバーグの用語ではネオリベラ

ル・フェミニズム）の観点から批判的に検討している。もちろん、スローターは（そしてサンドバーグは）、女性がキャリアを積もうとした場合にいまだに立ちはだかる（そして男性には立ちはだからない）障害、つまり「仕事と家庭の両立」という障害の存在を指摘し、それについて訴えたのであり、これは日本にも完全に当てはまる議論ではある。だが、ロッテンバーグが問題にするのは、スローターが、そしてサンドバーグはさらに大きく、そのジレンマの解決を個人に帰することである。ロッテンバーグは「適切=幸福（happy）な仕事と家庭のバランス」がネオリベラル・フェミニズムの重要な課題となっており、そのバランスを達成できる主体こそが優れた（ポスト）フェミニズム的な主体とされていると指摘する（Rottenberg 2020：52）。ここで変化を加えられているのは、仕事や家庭といった概念ではなく、何がフェミニズムなのかという定義の方である。

スローターが目指す適切な仕事と家庭のバランスは、長い歴史を持つ主題であり、ポストフェミニズムの言説の中ではそれはスローターの使う表現、「すべてを持つこと（have-it-all）」という理想として語られてきた。仕事と家庭の適切なバランスを取り、「全てを持ち」、しかもリーン・インをしてリーダーになることを怖れない。そのような主体性が、このフェミニズムにおいては規範的な主体性となっているのだ。そして、そのような規範的な主体性を獲得できる女性は（米国であれば）ミドルクラスの高学歴女性である可能性が高い。そして、新自由主義的な資本主義に高く適応した女性である可能性も高い。アルツァーバタチャーリャー・フレイザー（Arruzza, Bhattacharya and Fraser 2019）の『99%のためのフェミニズム宣言』のような本は、その点、つまりグローバル経済の中で上位1%に入るような女性たち（サンドバーグやスローターは確実にそこに入るだろう）にフェミニズムが限定されることを批判した。

この批判的な見方に対しては、反論が予測できる。つまり、例えば日本のように管理職や政治家の女性割合が足枷となってジェンダー平等後進国となっている国においては、まずは一部の女性であってもガラスの天井を破っていくことは必要だ

ろうと。この反論は、いわゆる「トリクルダウン理論」に基づいている。サンドバグのような一部の女性が高い地位と巨万の富を手に入れることは、それがいずれはしたたり落ちて（トリクルダウン）、広く女性一般の利益となるだろうという理論である。先述の『99%のためのフェミニズム宣言』やドーン・フォスターの『リーン・アウト』はまさにそのようなトリクルダウン理論の批判であった¹⁾。

IV ナンシー・フレイザーと社会変容

そのようなトリクルダウン理論を否定もしくは批判するとはどういうことなのだろうか。それは、ハイパーメリトクラシーと競争を基礎とする現在の新自由主義社会の前提を問題視し、社会そのものを変えることこそがフェミニズムの目的だと考えることにほかならない。逆に言えば、ポストフェミニズムは社会の大前提は変えずに女性の主体性を変化させることを目指すものであるが、その軸にはまるのではなく、個人ではなく社会の方から変えていくということだ。

では、社会そのものをどのように変えればよいのだろうか？ そしてそれはいかにして可能なのだろうか？ 本論では、これらの大きな疑問に答えるためのヒントを与えてくれる思想家として、政治学者のナンシー・フレイザーの仕事を参照し、部分的には批判的に検討したい。まず、ここまで整理してきたポストフェミニズム論がフレイザーの議論と接続可能であることを確認する。Fraser (2013) は「フェミニズム、資本主義、そして歴史の狡知」という論文で次のように述べている。

不穏に聞こえるかもしれないが、わたしが示唆しているのは、第二波フェミニズムはそれと知らずに新自由主義の新たな精神の重要な構成要素を提供したということである。わたしたちの家族給批判はいまや、柔軟な資本主義に、より高尚な意味と道徳的な美点を備給する物語の大きな部分となってくれる。フェミニズムの物語は、女たちの日々の苦闘に倫理的な意味を与えて、社会的な階層の両極端に

いる女性たちを惹きつける。ひとつの極端には専門職中産階級の女性の一団がおり、彼女たちは決然とガラスの天井を打ち破ろうとしている。もう一方の極端には女性の臨時雇い労働者、パートタイム労働者、低賃金のサービス業労働者、家事手伝い、セックス・ワーカー、EPZ労働者〔EPZとは「輸出加工区」の意で、多国籍企業が発展途上国に作った輸出用の製品製造地区のこと〕、マイクロ・クレジットの借り手がおり、収入と物質的な安寧だけでなく、尊厳、自己改善、そして伝統的な権威からの解放を追求している。この両極端において女性の解放の夢は資本主義的な蓄積のための原動力として利用されている。かくして、第二波フェミニズムにおける家族給の批判は、転倒した余生を過ごしたのである。(Fraser 2013: 220-221)

フレイザーは、ポストフェミニズムという言葉は使わないが、実質的にはここまで論じてきたポストフェミニズム論と視点を共有していることが、この引用に見て取れるだろう。ここで家族給批判と言われているのは、つまりは男性に一家族分の給与を支払い、したがって女性は専業主婦であることが前提とされた家族給 (family wage) に対する批判である。つまりこれは、福祉国家に対する第二波フェミニズムの批判と言い換えることができる。

フレイザーは、ポストフェミニズムを単にグローバル中産階級白人女性のためのフェミニズムであるとする批判よりもさらに踏み込んでいる。この「フェミニズムの物語」は、(サンドバグのような) 専門職中産階級女性だけではなく、臨時雇い労働者をはじめとする、現在のグローバル資本主義で搾取される女性たちにも「解放の夢」を与えていると述べているのだから。後者は、簡単に言えば、「やりがい搾取」の構造がそういった女性たちをとらえているということである (河野 2017: 第3章を参照)。

では、フレイザーはそのような社会をどう変革すべきだと考えているのだろうか。時計を巻き戻すと、フレイザーはソ連とベルリンの壁が崩壊し、グローバルに資本主義が「勝利」したように

思われた1990年代から継続的に仕事をしている。1995年にフレイザーは、「承認と再分配のジレンマ」をめぐる論文を『ニュー・レフト・レビュー』に発表し、これはジュディス・バトラーらとの論争に発展した (Fraser 1997: Ch. 1)。この論文の骨子は、現在 (当時) の社会的公正をめぐる言説においては、物質的な「再分配」とアイデンティティの尊重・肯定といった形での「承認」が、「ジレンマ」として現れてしまう、というものである (Fraser 1997: 16)。フレイザーは「人種」とジェンダーにおいてそれがもっとも先鋭に現れると述べるのだが、それらにおいては承認と再分配は切りはなしがたく結びついているにもかかわらず、「承認」的な解決と「再分配」的な解決は矛盾しうるからである。というもの、例えば「女性」について考えてみれば、再分配は女性という経済的な階級・カテゴリーの廃棄を目指す解決方法であるのに対して、承認は女性というカテゴリーを保存・強化する方向に向かうからだ。

フレイザーの基本的な立場は、社会的公正のためには承認と再分配の両方が必要だということである (Fraser 1997: 12)。そのためには上記のジレンマが解決されなくてはならない。そこでフレイザーが提案するのは、再分配/承認という偽の対立を超え、それらを横断的に分断させている、公正の実現のための2つの方法に焦点を当てることだ。それは不公正の「肯定的 (affirmative) な是正」と、「変容的 (transformative) な是正」である。肯定的な是正とは、「社会的な編成の不平等な帰結を、それを生み出す基礎的な枠組みに手をつけることなく是正することを目指す」ものであり、変容的な是正とは「まさに基礎的な枠組みを構造変革させることによって、不公平な帰結を是正することを目指す」ものである (Fraser 1997: 23)。

フレイザーは、再分配的な是正と承認的な是正それぞれについて、肯定的なものの変容的なものをモデル化して次のような表にまとめている。

肯定の軸から見ると、肯定的な再分配の典型はリベラル福祉国家である。それは、階級やさまざまな集団性を根本的には変化させることなく、表

	肯定 (Affirmation)	変容 (Transformation)
再分配 (Redistribution)	リベラル福祉国家 既存の集団への既存 の財の表面的な移動 / 集団の差異化を 支持/ 誤承認を生み 出し得る	社会主義 生産関係の深い構造 変革/ 集団の差異を 不鮮明にする/ いく つかの誤承認を修復 する一助となり得る
承認 (Recognition)	主流の多文化主義 既存の集団の既存の アイデンティティに 対する敬意の表面的 な移動/ 集団の差異 化を支持	脱構築 承認の諸関係の深い 構造変革/ 集団の差 異を不鮮明にする

出所: Fraser (1997: 27)

面上の財の分配を行う。そして、肯定的な承認の典型は主流の多文化主義、つまり「人種」やジェンダーなどのさまざまなアイデンティティを肯定し、既存の差異を保存することである。それに対し、変容的な再分配は社会主義ということになる。それは資本主義という既存の生産関係を根本的に変革することによって不公正を是正することを目指す。それに対し、変容的な承認の典型は脱構築である。それは例えば男性/女性といった既存のカテゴリーの区分を切り崩していく。集団的アイデンティティを常に無効化するのである。

フレイザーが肯定するのは、右側の変容的な軸である。再分配の観点では社会主義、承認の観点では脱構築的な是正策だ。重要なのは、この2つは同時に実現されなければならないという点であろう。例えば、資本主義体制が手つかずのままにアイデンティティが脱構築されることは、さらなる搾取を生み出すだけである。

このフレイザーの議論は、先述のポストフェミニズムをめぐる議論に適用可能である。ポストフェミニズムとはあくまでフェミニズム、つまり社会的公正をめざす運動であることは確かなのだが、フレイザーのこの図式に従うなら、それは「肯定的」な運動ということになる。それは新自由主義的な資本主義という「基礎的枠組み」には手をつけず、女性の再分配と承認の両方を目指す。だが結果としてそれは (「フェミニズム、資本主義、そして歴史の狡知」からの引用で述べられていたように) 経済的な格差を肯定することになってしまう。それは偽りの解決なのである (この後述べるように、危機に陥った新自由主義的な資本主

義にとっては「真の解決」かもしれないが)。

V フレイザーと普遍的ケア提供者モデル

前節で論じた「再分配と承認」論の次に『中断された正義』に収録されているのは、「家族給の後に——ポスト産業社会の思考実験」という論文である。この論文は「ケア労働」に注目するものであるが、新自由主義下でのジェンダーとフェミニズムを思考するフレイザーにとっては、ケア労働に注目することは1つの必然であったと言えるだろう。というのも、フレイザー自身が述べる通り (Fraser 1997: 42)、ポスト産業社会 (ここまで新自由主義社会と呼んできたものにほぼ一致する) においては、「家族給」はそれが背景としつつ支えてきた福祉国家体制とともに斜陽となり、それとともに従来のジェンダー体制は変容し、その従来のジェンダー体制が支えてきたケアの体制も大きな「危機」を迎えることになったからである²⁾。ケア労働を誰が担うのか。これは新自由主義とポストフェミニズムにとって中心的な重要性を持った課題である。

フレイザーはこの論文で、福祉国家の家族給 (男性稼ぎ手モデル) からの脱却の道筋として、まずは「普遍的稼ぎ手モデル」と「ケア提供者等価モデル」の2つのモデルを提示し、その是非を検討していく。フレイザー自身のごく簡潔な言い換えを採用すると、前者は「女性を現在の男性の姿に近づける」ことであり、後者は「男性と女性を大きくは変えずに、女性の差異のコストを減らす」ことだ (Fraser 1997: 60)。つまり、「普遍的稼ぎ手モデル」は女性の賃金労働への就業者を増やすことに力点があり、「ケア提供者等価モデル」は、ケア労働をする女性に公的に援助することに力点がある。前者は「現在の合衆国のほとんどのフェミニストとリベラル」の立場であり、後者は西欧のフェミニストと社会民主主義者のポジションだとフレイザーは述べている (Fraser 1997: 43)。本論の文脈で言い換えれば、「普遍的稼ぎ手モデル」はポストフェミニズム的な立場だと言えるだろう。「ケア提供者等価モデル」はそ

れに対して「家事労働に賃金を」運動的なロジックである。ケア労働を「労働」として承認し、それにしかるべく社会の資源を投入するということだ。だが、「家事労働に賃金を」とは違って、それは女性のジェンダー役割そのものを大きく変更することは目指さない。

この2つは前節の分類で言えば「肯定的」是正である。2つのアプローチはそれぞれにジェンダー機制の大枠は保存しようとする。前者は「男性的労働」を規範とし、後者は「女性的ケア労働」を規範とすることによって。

フレイザーが提案する第三のモデルは「普遍的ケア提供者モデル」である。上記の分かりやすい表現で言えば、このモデルは「男性が、現在の女性の姿に近づくよう誘導する」 (Fraser 1997: 60)。つまり、より多くの男性がケア労働に従事するようにするということであるが、それが意味するのは、男女がこれまで通りに働いて、ケア労働の分担を均等にするというだけではない。そのモデルに基づいた社会では「すべての職は、同時にケア提供者でもあるような労働者のために設計されたもの」 (Fraser 1997: 61) になるであろう (したがって労働時間も短縮されるだろう) し、ケア労働は異性愛を規範とする核家族の中に限定されることはなくなる。部分的には公的サービスで行われるし、部分的には「友人や親戚の家庭」でも行われるかもしれない (Fraser 1997: 61)。

この通り、フレイザーが普遍的ケア労働モデルで視野に入れているのは、労働とケア提供の観点から、社会そのものが大きな変容をすることであり、これは前節における「変容的」な是正ということになるだろう。

しかし私はこの論文については1つの大きな疑問を持っている。フレイザーは一貫して、本論文で追求する社会モデルを「ポスト産業福祉国家」 (Fraser 1997: 42) と呼んでいる。これは、はっきりと「社会主義」について述べていた第1章からは後退しているように見えるのだ。フレイザーはこの論文では、ポスト産業社会 (新自由主義社会) を出発点として、その中で新たな福祉国家を構想しようとしている。これは、第1章でフレイザー自身が提示した「肯定的」是正そのものでは

ないか？ 普遍的ケア提供モデルは、社会変容というよりは、ポスト産業社会=新自由主義的資本主義の危機（その表現としてのジェンダー機制的根本的变化）を「解決」してしまうものではないのか？ このようなあり得た批判をフレイザーが意識したかどうかは不明であるが、最新刊にして現在のところ「主著」と呼べるであろう『資本主義は私たちをなぜ幸せにしないのか』〔題名の直訳は『共食い資本主義』〕はまさにその疑問に答えるものになっている。

VI 共食い資本主義とコモンの収奪

『資本主義は私たちをなぜ幸せにしないのか』において、ケア労働は関連し合う2つ（もしくは3つ）の視点から捉え直される。1つは、デイヴィッド・ハーヴェイ（デヴィッド・ハーヴェイ）らによる「現在進行中の本源的蓄積・収奪」の観点からケア労働をとらえ直すこと、そして、その観点からはケア労働は「社会的再生産労働」としてとらえられることである。そしてそこにもう1つつけ加えるなら、ケア労働（社会的再生産労働）はほかに「人種」、エコロジー、民主主義といった要素と同時に、現在の資本主義の危機を解決するための資源として「収奪」の対象となっているという視点である。

まず、フレイザーは資本主義の概念を拡大することを提案する。その拡大とはすなわち、「搾取というフロントストーリーから収奪というバックストーリーへの移行」（Fraser 1997: 26, 以下邦訳から引用）である。マルクスは『資本論』第一巻で、まずは「搾取」のメカニズムを解明した。資本主義が労働者の労働が生産する価値を搾取することで蓄積を行っているという分析である。だが、第一巻の終わりにかけて、マルクスは「本源的蓄積」についての議論を導入する。資本主義は生産手段の資本家による独占を基礎とするが、そもそも歴史的な資本主義のはじまりにおいて、その独占はいかにして生じたのか？ そこには土地や財産の暴力的な「収奪」が存在したとマルクスは示唆した。暴力的な収奪によって「本源的蓄積」が行われ、そこから資本主義が生じたとマル

クスは考えたのである。新自由主義論をリードしてきたマルクス主義地理学者のデイヴィッド・ハーヴェイは、この収奪と本源的蓄積は資本主義の発生の前だけではなく、現在にも起こっていると考える。ハーヴェイによれば、新自由主義的な資本主義は、通常の搾取によってはそれ自身を維持することができないという「危機」に陥っていると考える。その危機を解決するために「収奪」が必要となっているのだ（これについては、フレイザーは『ニュー・インペリアルイズム』を参照しているが、『資本論』入門、『反資本主義』においても同様の議論は展開されている）。新しい帝国主義的収奪、それにとまなう自然環境の収奪などは分かりやすい例であろう。レントや金融資本主義への依存も、収奪の一形態である。

環境問題で考えれば、生産と成長を大前提とする資本主義を、もはや地球の環境は支えきれなくなっている（これについては人間活動が地球環境に不可逆的な変化をもたらした地質学的年代としての「人新世」をめぐる議論が盛んであるが、もっともピユラーなどところでは斎藤（2020）を参照）。だが、資本主義は環境破壊のコストを「外部化」することを止められない。それは純粋に資本主義が成長を前提としたシステムだからである。通常の労働の搾取だけでは立ち行かなくなった資本主義は、外部（自然）を収奪する。それは、実は自らの存立条件を食い潰すことでしか存立できないという、「共食い」の状態にある（この比喩は正確ではなく、自らを食っていると言うべきなのだが）。

ケア労働もそのような「収奪」の対象である。このことはフレイザーの発見ではなく、第二波フェミニズムの中でも社会主義フェミニズム、とりわけシルヴィア・フェデリーチやマリアローザ・ダラ・コスタ（1997）らの「家事労働に賃金を」運動は、ケア労働を「再生産労働」、つまり労働力の再生産のための労働として位置づけ直すことで指摘し、批判してきた。資本主義は常に、無償（賃金不払い）のケア労働の収奪の上に成り立ってきた。

ところが、前節の論文「家族給の後に」がすでに指摘したように、そのような収奪を成立させるジェンダー体制は現在決定的にゆらいでおり、

「社会的再生産の危機」「ケア労働の危機」が生じている。現在のケア論は、そのような資本主義の危機として捉えられるべきであり、資本主義がどのような狡知によってその危機を脱しようとしているかという観点で議論がなされるべきだろう。最終的にフレイザーは、資本主義の働きを説明することだけを目指しているのではない。そのような状況において生じている「境界闘争」(Fraser 1997: 46)に目を向け、現在生じているプロセスを、資本主義の内部と外部の線引きをめぐる境界闘争として捉え返すことがフレイザーの目的である。フレイザーの言う「境界闘争」は、「コモン」の視点から捉え返すことができるだろう。つまり、ここで闘争の対象となっているのは、何がコモンなもので何が資本主義的生産のための私有物なのかという未決の問題をめぐる闘争なのだ。翻って、フレイザーが主張した「普遍的ケア提供者モデル」とは、ケア労働をコモンなものへと差し返すためのモデルだったと言える。

論文「家族給の後に」とは違って、ケア労働を資本主義の境界闘争の場として位置づけ直す本書が最終的に提示するのは、「21世紀の社会主義」(Fraser 1997: 263)である。もちろんこの社会主義を一言で要約することは不可能であり、本書で論じられた「人種」、社会的再生産労働、環境、民主主義といった問題をひとつひとつ「民主的解決を図る政治的問題として扱」うこと(Fraser 1997: 259)が、その社会主義には求められるとしか言えない。それは、言い換えれば、それらのものを「コモン」へと取り返すための努力である。本書はそのような、来るべき社会主義のためのアジェンダ・セッティングの書であると言えるだろう。

Ⅶ おわりに

本論文は、ジェンダー体制が現代社会の一部分(例えば承認の政治にすぎず、再分配の政治には関係がない、といった意味での一部分)ではなく、決定的に重要な本体であるという認識のもと、ポストフェミニズム的な体制がいかなる社会の「本体」をなしており、そこから離脱する可能性はあるの

かを検討してきた。フレイザーが論じているように、ジェンダー平等は現代のポスト産業主義社会を維持するために要請されるものであるが、それがポストフェミニズム的な「肯定的」是正に奉仕してはならない理由は、本論で論じてきた通りである。現在の日本でも着実に進行中であるジェンダー価値観のリベラル化は、確実に推進すべきものであるが、それを推進するにあたって、本論で論じたような新自由主義的資本主義の力学もまた、無視されてはならない。それは、ジェンダー平等の基礎にあるリベラリズムそのものを問い直す苦しい作業になるが、必要な作業なのだ。

1) なお、「フェミニズムとレジリエンスの政治」のアンジェラ・マクロビーによれば、新自由主義とポストフェミニズムはより巧妙であり、このような女性内部での階級格差をも包摂する(これは、この後のフレイザーにも見られる洞察である)。第2章でマクロビーは、ポストフェミニズムの女性の主体性の「装置」として〈完璧であること〉〈欠点もあること〉〈レジリエンス〉の3つ組みを指摘している。「全てを持つ」型のポストフェミニズムの理想は女性に完璧であることを求めるが、すべての女性がその理想に到達できるわけではない。そこで、〈欠点もあること〉を許容するための装置が発動する。完璧さに到達できない(欠点もある)ことを埋めあわせる概念として近年よく利用されるようになったのが「レジリエンス」である。これは逆境で折れることなく、粘り強く回復するような主体性である。シェリル・サンドバーグ(2017)が配偶者の急死という危機をいかに乗り切ったかを主題とする著書「OPTION B」の副題に「レジリエンス」が入っていることは示唆的だろう。

2) 最近の日本では「ケア」をめぐる言説がにわかに活況を呈しているが、その多くはキャロル・ギリガンの『もうひとつの声で——心理学の理論とケアの倫理』を嚆矢とする「ケアの倫理」を中心とするものである。それに対し、フレイザーもその一部であるような社会主義フェミニズムの観点からのケア(労働)論は、少なくとも思想や批判においては大きな進展を見せていない。例えば、ケアの倫理論の最新版である岡野(2024)は、序盤で日本のマルクス主義フェミニズム(「社会主義」フェミニズムであるかどうかは微妙だが)の金字塔である上野(2009)に目くばせをしながらもその方向性は保留したまま、さまざまなケア論者の学説を渉猟しつつもフレイザーは全く参照しないことは象徴的かもしれない。

参考文献

- 上野千鶴子(2009)『家父長制と資本制——マルクス主義フェミニズムの地平』岩波書店。
岡野八代(2024)『ケアの倫理——フェミニズムの政治思想』岩波書店。
菊地夏野(2019)『日本のポストフェミニズム——「女子力」とネオリベラリズム』大月書店。
北村紗衣(2020)『波を読む——第四波フェミニズムと大衆文化』『現代思想』Vol. 48, No. 4, pp. 48-56。
ギリガン, キャロル/川本隆史・山辺恵理子・米典子訳(2022)『もうひとつの声で——心理学の理論とケアの倫理』風行社。

- 河野真太郎 (2017) 『戦う姫、働く少女』堀之内出版。
- 斎藤幸平 (2020) 『新世の「資本論」』集英社。
- 高橋幸 (2020) 『フェミニズムはもういらない、と彼女は言うけれど——ポストフェミニズムと「女らしさ」のゆくえ』晃洋書房。
- 竹村和子 (2000) 『フェミニズム』岩波書店。
—— (2003) 『“ポスト”フェミニズム』作品社。
- 田中東子 (2012) 『メディア文化とジェンダーの政治学——第三波フェミニズムの視点から』世界思想社。
- ダラ・コスタ、マリアローザ／伊田久美子・伊藤公雄訳 (1997) 『家事労働に賃金を——フェミニズムの新たな展望』インパクト出版会。
- ハーヴェイ、デヴィッド／森田成也・中村好孝訳 (2011) 『資本論』入門』作品社。
——／本橋哲也訳 (2005) 『ニュー・インベリアリズム』青木書店。
——／大屋定晴監訳 (2023) 『反資本主義——新自由主義の危機から(真の自由)へ』作品社。
- 『早稲田文学』2019年冬号。
『早稲田文学』2020年夏号。
- Arruzza, Cinzia, Tithi Bhattacharya and Nancy Fraser (2019) *Feminism for the 99%*, Verso. (=2020, シンジア・アルツァ、ティティ・バタチャーリヤ、ナンシー・フレイザー／恵愛由訳 (2020) 『99%のためのフェミニズム宣言』人文書院)
- Banet-Weiser, Sarah (2018) *Empowered: Popular Feminism and Popular Misogyny*, Duke University Press.
- Duggan, Lisa (2003) *The Twilight of Equality?: Neoliberalism, Cultural Politics, and the Attack on Democracy*, Beacon Press.
- Foster, Dawn (2016) *Lean Out, Repeater*.
- Fraser, Nancy (1997) *Justice Interruptus: Critical Reflections on the “Postsocialist” Condition*, Routledge. (=2003, ナンシー・フレイザー／仲正昌樹監訳 『中断された正義——「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的省察』御茶の水書房)
—— (2013) *Fortunes of Feminism: From State-Managed Capitalism to Neoliberal Crisis*, Verso.
—— (2022) *Cannibal Capitalism: How Our System Is Devouring Democracy, Care, and the Planet - And What We Can Do About It*, Verso. (=2023, ナンシー・フレイザー／江口泰子訳 『資本主義は私たちをなぜ幸せにしないのか』筑摩書房)
- Gamble, Sarah (1998) “Postfeminism” in Sarah Gamble (ed.) *The Routledge Companion to Feminism and Postfeminism*, Routledge, pp. 43-45.
- Griffin, Gabriele (2017) *A Dictionary of Gender Studies*, Oxford University Press. Kindle.
- McRobbie, Angela (2008) *The Aftermath of Feminism: Gender, Culture and Social Change*, SAGE.
—— (2020) *Feminism and the Politics of Resilience: Essays on Gender, Media and the End of Welfare*, Polity. (=2022, アンジェラ・マクロビー／田中東子・河野真太郎訳 『フェミニズムとレジリエンスの政治——ジェンダー、メディア、そして福祉の終焉』青土社)
- Modleski, Tania (1991) *Feminism without Women: Culture and Criticism in “Postfeminist” Age*, Routledge.
- Rottenberg, Catherine (2020) *The Rise of Neoliberal Feminism*, Oxford University Press.
- Sandberg, Sheryl (2013) *Lean In: Women, Work, and the Will to Lead*, WH Allen. (=2013, シェリル・サンドバーグ／村井章子訳 『LEAN IN——女性、仕事、リーダーへの意欲』日本経済新聞出版社)
- Sandberg, Sheryl and Adam Grant (2017) *Option B: Facing Adversity, Building Resilience, and Finding Joy*, Knopf. (=2017, シェリル・サンドバーグ、アダム・グラント／櫻井祐子訳 『OPTION B——逆境、レジリエンス、そして喜び』日経BPマーケティング)
- Slaughter, Anne-Marie (2012) “Why Women Still Can’t Have It All,” *The Atlantic*, July/August. <http://www.theatlantic.com/magazine/print/2012/07/why-women-still-cant-have-it-all/309020/>
- Walker, Rebecca (1992) “Becoming the Third Wave,” *Ms.*, January/February, pp. 39-41.
- Whelehan, Imelda (1995) *Modern Feminist Thought: From the Second Wave to ‘Post-Feminism’*, Edinburgh University Press.

こうの・しんたろう 専修大学国際コミュニケーション学部教授。主著に『増補 戦う姫、働く少女』（ちくま文庫、2023年）など。イギリス文学・文化専攻。